

事 務 連 絡
令和 7 年 12 月 26 日

地方厚生（支）局医療課長	}	殿
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）長		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）長		

厚生労働省保険局医療課

「検査料の点数の取扱いについて」の一部訂正に伴う差し替えについて

令和 7 年 11 月 28 日付けで、地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あてに発出した「検査料の点数の取扱いについて（保医発 1128 第 3 号）」について、次ページのとおり訂正がございました。つきましては、別紙のとおり、訂正後の通知をお送りいたしますので、差替えをお願いいたします。

（誤）

（参考：新旧対照表）

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
（令和6年3月5日保医発 0305 第4号）の一部改正について

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 （略） 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 （略） 第 3 部 検査 1 ～18 （略） 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 （略） D 0 1 4 自己抗体検査 (1) ～(31) （略） (32) <u>抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発</u> <u>神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助（治療効果判</u> <u>定を除く。）を目的として、ELISA 法により測定した場合に、</u> <u>それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン 4 抗体の所定点数を</u> <u>準用して、患者 1 人につき 1 回ずつ算定できる。自己免疫性</u> <u>ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であ</u> <u>ったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただ</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 （略） 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 （略） 第 3 部 検査 1 ～18 （略） 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 （略） D 0 1 4 自己抗体検査 (1) ～(31) （略） (新設)

<u>し、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その理由及び医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> D 0 1 5 ～ D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ～ (40) (略) <u>(41) RS ウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RS ウイルス感染が疑われる患者に対して、RS ウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RS ウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR 法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。</u> <u>ア 入院中の患者</u> <u>イ 1 歳未満の乳児</u> <u>ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者</u> D 0 2 3 - 2 ～ D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節・第 4 節 (略) 第 4 部～第 14 部 (略) 第 3 章 (略)	D 0 1 5 ～ D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ～ (40) (略) (新設) D 0 2 3 - 2 ～ D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節・第 4 節 (略) 第 4 部～第 14 部 (略) 第 3 章 (略)
---	--

(正)

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1) ～(31) (略) (32) <u>抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発</u> <u>神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助(治療効果判</u> <u>定を除く。)</u> を目的として、ELISA 法により測定した場合に、 <u>それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン 4 抗体の所定点数を</u> <u>準用して、患者 1 人につき 1 回ずつ算定できる。自己免疫性</u> <u>ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であ</u> <u>ったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただ</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1) ～(31) (略) (新設)

<u>し、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> D 0 1 5 ～ D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ～ (40) (略) (41) <u>RS ウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RS ウイルス感染が疑われる患者に対して、RS ウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RS ウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR 法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。</u> <u>ア 入院中の患者</u> <u>イ 1歳未満の乳児</u> <u>ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者</u> D 0 2 3 - 2 ～ D 0 2 5 (略) 第2款 (略) 第3節・第4節 (略) 第4部～第14部 (略) 第3章 (略)	D 0 1 5 ～ D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ～ (40) (略) (新設) D 0 2 3 - 2 ～ D 0 2 5 (略) 第2款 (略) 第3節・第4節 (略) 第4部～第14部 (略) 第3章 (略)
---	---

保医発 1128 第 3 号
令和 7 年 11 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 7 年 12 月 1 日から適用することとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 1 4（31）の次に次を加える。

- (32) 抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助（治療効果判定を除く。）を目的として、ELISA 法により測定した場合に、それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン 4 抗体の所定点数を準用して、患者 1 人につき 1 回ずつ算定できる。自己免疫性ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただし、2 回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

2 別添1の第2章第3部第1節第1款D023(40)の次に次を加える。

(41) RSウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RSウイルス感染が疑われる患者に対して、RSウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RSウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。

ア 入院中の患者

イ 1歳未満の乳児

ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
(令和6年3月5日保医発 0305 第4号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1) ～(31) (略) (32) <u>抗 NF155 抗体及び抗 CNTN1 抗体は、慢性炎症性脱髄性多発</u> <u>神経炎又は自己免疫性ノドパチーの診断の補助(治療効果判</u> <u>定を除く。)</u> を目的として、ELISA 法により測定した場合に、 <u>それぞれ本区分の「47」抗アクアポリン 4 抗体の所定点数を</u> <u>準用して、患者 1 人につき 1 回ずつ算定できる。自己免疫性</u> <u>ノドパチーの再発が疑われる場合は、初回の検査で陽性であ</u> <u>ったいずれかの項目に限り再度算定できることとする。ただ</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1 ～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 1 3 (略) D 0 1 4 自己抗体検査 (1) ～(31) (略) (新設)

<u>し、2回目以降の当該検査の算定に当たっては、その医学的な必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> D 0 1 5 ～ D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ～ (40) (略) (41) <u>RS ウイルス核酸検出は、以下のいずれかに該当し、RS ウイルス感染が疑われる患者に対して、RS ウイルス抗原定性が陰性であった場合に、RS ウイルス感染の診断を目的として、鼻腔拭い液を検体として、NEAR 法により実施した場合に、本区分の「6」の所定点数を準用して算定する。</u> <u>ア 入院中の患者</u> <u>イ 1 歳未満の乳児</u> <u>ウ パリビズマブ製剤又はニルセビマブ製剤の適応となる患者</u> D 0 2 3 - 2 ～ D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節・第 4 節 (略) 第 4 部～第 14 部 (略) 第 3 章 (略)	D 0 1 5 ～ D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1) ～ (40) (略) (新設) D 0 2 3 - 2 ～ D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節・第 4 節 (略) 第 4 部～第 14 部 (略) 第 3 章 (略)
--	---